

トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金交付要綱

令和7年10月31日制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、社会・経済活動を支える物流機能の維持を図るため、トラック事業者に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表のとおりとする。ただし、次の要件を満たす者に限る。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 宮崎県内に本社又は営業所を有し、雇用するドライバーの処遇改善に、当該補助金額以上の額を充当する者。
- (5) その他補助が適当でないと会長が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第4条 補助事業者は、補助金の交付申請を、次の表に掲げる期間に応じ、同表に掲げる申請期限までに県ト協に対して行わなければならない。

区分	対象期間	申請期限
前期申請	令和8年3月10日から 令和8年6月30日取得分	令和8年7月15日(水)
中期申請	令和8年7月1日から 令和8年10月31日取得分	令和8年11月13日(金)
後期申請 (事前申請制)	令和8年11月1日から 令和9年2月28日取得分	令和9年2月28日(日)
※後期申請は事前に免許取得見込事前申請書(様式第6号)、(様式第3号)の提出が必要		

2 前項の補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。※後期申請（令和8年12月1日以降に免許取得予定）の申請者は、別記様式第6号「免許取得見込 事前申請書」及び別記様式第3号「申請内訳一覧表」を、事前に必ず提出してください。事前申請の提出がない場合、書類不備発生や予算上限到達により、本補助金の対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- (2) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- (3) 申請内訳一覧表（別記様式第3号）
- (4) 費用の内訳が確認できる書類（例：請求書、費用内訳書等）
- (5) 領収書の写し又は振込が確認できる書類
- (6) 誓約書（別記様式第4号）
- (7) 運転免許証写し添付用紙（別記様式第5号）
- (8) 認定証の写し（Gマーク、働きやすい職場認証、ホワイト物流のいずれか1つ以上）
- (9) 振込先口座が確認できる書類の写し（例：通帳の表紙及び見開きページ）
- (10) 免許取得見込 事前申請書(別記様式第6号) ※後期申請者のみ事前に提出
- (11) 免許取得者の給与明細又は賃金台帳の写し(補助金申請月支給・発行分)
※申請日時点で当該月の給与明細が未発行の場合は、後日提出でも可とします。

（交付決定及び交付額の確定）

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者は、この補助金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 会長は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

別表（第2条・第3条関係）

<p>1 対象事業者</p>	<p>本補助金の対象となる事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営む者のうち、運転免許の取得日（交付日）において、下記のいずれかの要件を満たす事業者とする。ただし、当該事業者は宮崎県内に本社又は営業所を有し、ドライバーの確保・定着の観点から、雇用するドライバーに対し交付を受けた補助金額以上の処遇改善を行うものに限る。</p> <p>【補足】以下の資格要件は、補助金申請日ではなく、運転免許取得・交付時点においていずれか1つ以上を満たしている必要がある。</p> <p>(1) 「働きやすい職場認証制度」（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）の認証を受けている事業者</p> <p>(2) 「安全性優良事業所」（Gマーク）の認定を受けている事業者</p> <p>(3) 「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している事業者</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>次のいずれかの経費（消費税を除く。）</p> <p>(1) 補助金交付申請時点において宮崎県内で雇用している者が、令和8年3月10日以降に大型免許（限定解除含む。）、中型免許（限定解除含む。）、けん引免許若しくは準中型免許（限定解除含む。）の取得に要した経費又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第32条の7第2号及び第32条の8第2号に規定する教習（以下「特例教習」という。）の修了に要した経費（ただし、入校時に教習所へ支払った免許取得にかかる基本料金を基準とし、再検定料や補習料金などの追加費用は含まないものとする。）</p> <p>(2) 対象事業者が申請時点において雇用している者が、令和8年3月10日以降にフォークリフト運転技能講習の修了に要した経費</p>
<p>3 補助額等</p>	<p>補助対象経費の10分の10以内（ただし、申請額は税抜きとし、1,000円未満は切り捨てとする。対象事業者が補助対象経費に対し、国、全ト協、県ト協等による本事業以外の補助を受ける場合は、当該補助額を差し引いた金額を上限とする。）</p>
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間は令和8年3月10日から令和9年2月28日取得分までとする。 ・申請期限は令和9年2月28日までとする。 ・補助金の申請は先着順とし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了する。（申請を受理しても補助金を交付できない場合がある。）

令和8年4月1日作成

令和8年度トラックドライバー運転免許取得等 支援事業補助金

補助金申請に係る留意事項【必読】

本補助金の申請にあたり、事業者及び申請担当者の皆様に必ずご確認ください事項をQ&A形式でまとめています。本書の内容をご確認いただいた上で、本申請及び事前申請(後期)の手続きを行ってください。なお、本書は補助金制度の概要を示すものであり、正式な取扱いは交付要綱及び実施要領によります。

1. 共通事項

【Q1 この補助金の予算額はいくらですか？】

A：本事業の予算額は次のとおりです。

区 分	予 算 額
運転免許取得支援	29,220 千円
フォークリフト運転技能講習	2,500 千円
合計	31,720 千円

※予算が上限に達した場合、受付を終了しますので、令和8年12月1日以降に免許取得の方は、事前申請（後期見込申請）を必ず行ってください。

【Q2 予算が上限に達した場合は？】

A：予算に達した時点で交付申請及び事前申請の受付を終了します。交付申請(事前申請を含む)の受付終了後に免許取得をされた場合、補助対象外となります。なお受付を行った場合でも、補助金の交付状況によっては、補助金の交付が受けられない場合も想定されますので、予めご承知おきください。

【Q3 対象となる事業者は？】

A：以下のすべてに該当する事業者が対象となります。

- ①宮崎県内に本社又は営業所を有し、補助金交付申請時点において現に営業を行っている
おり、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運
送事業又は第3項の特定貨物自動車運送事業を営んでいること
- ②運転免許の取得（交付）時点において、下記のいずれか1つ以上の認定・宣言を受けてい
ること

1	働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）
2	安全性優良事業所（Gマーク）認定
3	「ホワイト物流」推進運動 自主行動宣言の提出事業者

- ③雇用するドライバーに対し、本補助金の交付額以上の金額を処遇改善に充当することが
できる事業者であること
- ④別記様式第4号誓約書の要件を全て満たしている(抵触しない)こと

【Q4 「県ト協補助金」と「宮崎県（行政）補助金」は、どのように申請すればよいですか？】

A：会社が免許取得費用を負担した場合は、原則として「県ト協補助金」と「宮崎県（行政）補助金」の両方へ申請してください。

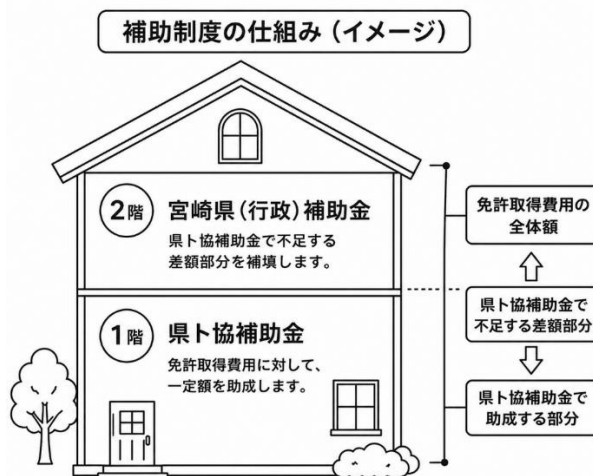
【制度説明】 現在、免許取得に関して活用できる制度は、次の2種類があります。

- ① 宮崎県トラック協会(協会)が実施する
「令和8年度運転免許（大型・中型・けん引・準中型）取得支援助成金」
(以下「県ト協補助金」という。)
 - ② 宮崎県（行政）が実施する
「トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金」
(以下「宮崎県（行政）補助金」という。)
- なお、「宮崎県（行政）補助金」についても、宮崎県トラック協会が申請受付を行います。

【申請の基本的な流れ】

県ト協補助金(協会)
↓
差額を宮崎県（行政）補助金へ申請

※本制度は、まず県ト協補助金を活用し、その補助額を差し引いた残額を、宮崎県（行政）補助金で補填する仕組みとなっています。



【宮崎県（行政）補助金のみ申請となる主なケース】

次の場合は、「宮崎県（行政）補助金」のみ申請可能です。

- ・従業員本人（個人）が費用の支払いをした場合
- ・県ト協会補助金の申請上限人数を超過した場合
- ・県ト協補助金の受付が終了している場合
- ・陸災防宮崎県支部以外でフォークリフト講習を受講した場合

【Q5 納税証明書は新たに取得する必要がありますか？】

A：原則、新たに取得してください。

納税証明書は、各地区の宮崎県税事務所で取得した最新のものをご提出ください。ただし、令和8年4月以降の納税証明書をお持ちの場合は、その写しの提出で代替可能です。

【Q6 申請を FAX で提出できますか？】

A：提出できません。

本申請書類は 郵送（簡易書留・レターパック等の追跡可能な方法）または持参に限ります。申請期限が迫る場合は、必ず持参してください。ただし、事前申請（様式第6号・様式第3号）に限り、協会代表メールアドレスへの提出が可能です。

【Q7 補助金の申請額(別記様式第1号)は税込・税抜のどちらで記載すればよいですか？】

A：申請額は税抜金額で記載してください。

また、税抜金額のうち 合計額 1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

【Q8 領収書ではなく、銀行振込で支払った場合、どの書類を添付すればよいですか？】

A：次のいずれかの「支払いを証する書類」を提出してください。銀行振込の場合、領収書の代わりとして認められます。

<提出可能な証明書類（例）>

- ・銀行の振込明細書（写し）
- ・銀行窓口またはATMの振込控え（写し）
- ・通帳の該当箇所の写し（入金先・金額・日付が確認できる部分）
- ・インターネットバンキングの取引明細
- ・クレジットカード払いの場合のカード利用明細（写し）
※対象分の金額と教習所名が確認できること
- ・教習所が発行する「支払証明書」（領収書の再発行が難しい場合に対応可）

<注意事項>

- ・金額・支払日・支払先（教習所名）が確認できる書類に限ります。
- ・明細が複数枚に分かれる場合は、該当部分ができるように提出してください。
- ・振込人名義が本人（受講者）と異なる場合、追加説明を求める場合があります。

【Q9 【資格要件（働きやすい職場認証、Gマーク、ホワイト物流）は、いつ取得していればよいですか？】

A：資格要件は「免許取得（交付）時点」で満たしていることが必須です。

本補助金の資格要件は免許取得（交付日）時点で満たしている必要があります。

- ・そのため、免許取得（交付）時点で、いずれか1つ以上の認定を受けている → 対象
- ・免許取得(交付)時点で要件を満たしていない → 対象外(申請時に取得していても不可)となりますので、取得時期には十分ご注意ください。

【Q10 別記様式第3号（申請内訳書）には、免許取得費用をどのように記載すればよいですか？】

A：実績申請(取得済み)と後期事前申請(取得見込)で記載内容が異なります。

● **別記様式第3号 実績申請（免許取得済の方）**

- ・ 免許取得に実際に要した費用（税抜）を記載

● **別記様式第3号 後期申請（事前申請の段階）**

免許取得費用の「見込額（税抜）」を記載

見込額の入手方法

- ・ 見積書を保有している場合：その金額
- ・ 自動車学校の入校案内、費用案内、ホームページの掲載額等
- ・ 金額不明の場合：自動車学校へ直接問い合わせ

● **別記様式第3号 後期（免許取得後の本申請）**

- ・ 領収書、振込明細等を基に、実際に要した費用を税抜で記載
- ・ 補助対象外経費は申請額に含めないでください

☒ 補足

- ・ 補助対象外経費（追加補習、再検定料等）は除外してください。

【Q11 領収書の宛名が個人名（従業員名）の場合でも申請できますか？】

A：申請可能です。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ・ 免許取得者が補助対象従業員であること
- ・ 事業者が本補助金の申請主体となること
- ・ 費用の内容が確認できる書類を提出できること
(例：免許取得費用内訳資料 など)

【Q12 費用の内訳が確認できる書類がない場合は、どうすればよいですか？】

A：内訳が確認できる書類の提出が必要です。

本補助金の補助率は 10/10 以内(原則として全額補助)となっているため、費用の妥当性確認が必須となります。領収書だけでは費用の内訳が確認できない場合は、免許取得先（自動車学校・教習機関）へご相談の上、次のいずれかの書類をご準備ください。以下参考例、

- ✓ 教習費用の内訳がわかる明細書
- ✓ 請求書
- ✓ 領収金額の内訳が確認できる証明書等

※提出が困難な場合、申請ができない可能性があります。

【Q13 本申請で添付する「費用の内訳が確認できる書類」とは何ですか？】

A：免許取得費用の内容（内訳）が分かる書類を指します。

<提出対象となる書類の例>

- ・自動車学校が発行する見積書・請求書
- ・免許取得費用の内訳が記載された案内文書
- ・自動車学校のホームページに掲載されている費用明細（支払額と一致している場合）

※ホームページ掲載額と実際の支払額に差異がある場合は、必ず費用内訳が確認できる書類を別途取得してください。

<個人で取得した場合>

領収書しかお持ちでなく、費用内訳が確認できる書類がない場合は、免許取得先に依頼し、必ず費用内訳が分かる書類をご準備ください。

📌 補足：

本補助金は「免許取得の基本料金を全額補助」する制度です。そのため、申請内容が適正な経費であるか確認する必要があるため、費用内訳の提出が必須となります。

【Q14 免許取得費用をクレジットカードの分割払い（ローン等）で支払う場合も補助対象になりますか？】

A：条件を満たす場合、申請は可能です。

補助金の申請にあたり、支払い方法（現金、一括、クレジット分割、ローン等）の指定はありませんが、次の条件をすべて満たす必要があります。

<申請に必要となる条件（すべて必須）>

- ・支払いを証する書類が提出できること
（例）クレジットカード利用明細、信販会社の支払明細、振替（引落）記録 など
- ・教習費用の内訳が確認できる書類があること
（例）費用明細書、請求書、受講コース内訳、学校発行の証明書 など
- ・申請期限までに、補助対象となる支払いが完了していること
※支払い完了前の申請は補助対象になりません。

【Q15 パート・アルバイト・契約社員など、正社員以外の従業員も補助対象になりますか？】

A：対象となる場合があります。

雇用形態（正社員・契約社員・パート・アルバイト等）は問いませんが、次の要件をすべて満たす必要があります。

<補助対象となる条件（全て必須）>

- ・宮崎県内の営業所において雇用されていること
- ・補助金交付申請時点において在籍しており、補助金交付後も継続して雇用する予定であること。
- ・取得する免許を事業の運送業務において使用する予定があること
- ・当該従業員が処遇改善の対象となる者であること

△ 注意事項（重要）

以下に該当する場合は、補助対象外または補助金の返還を求める場合があります。

- ・申請内容に虚偽がある場合
（例：実際には雇用関係がない者を申請する、在籍実態がない 等）
- ・補助金申請のみを目的とした、著しく短期間の形式的な雇用であると認められる場合
- ・その他、事業目的（ドライバーの確保・定着）に照らし、事業対象として妥当性を欠くと判断される場合

【Q16 1事業者で申請できる人数に上限はありますか？】

A：現時点では、1事業者あたりの申請人数に上限は設けていません。

ただし、本補助金は予算の範囲内で実施するため、執行状況（執行見込を含む。）を管理します。このため、後期申請については、事前申請（様式第6号及び様式第3号）の提出を必須とします。また、申請状況によっては、受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。

なお、予算の執行状況及び申請状況を踏まえ、特定の事業者から多数の申請が行われる場合は、補助金の適正かつ公平な執行を図る観点から、申請件数の調整を依頼する場合があります。

【Q17 出向者や派遣スタッフも補助対象になりますか？】

A：補助対象外です。

出向者や派遣スタッフは、雇用契約の相手が他社であるため、本補助金の要件である「宮崎県内の営業所で雇用している者」に該当しません。

【Q18 別記様式第1号 交付申請書兼請求書申請額の計算で、消費税や非課税項目はどのように取り扱いますか？】

A：本補助金の申請額は、「税抜額+非課税額」により計算します。

消費税は申請額に含めません。また、申請額千円未満の端数は切り捨てとなります。

【計算式】

$$\text{申請額} = \text{税抜額} + \text{非課税額}$$

※消費税は含めません。

※千円未満切り捨て。

【Q19 非課税項目とは何ですか？】

A：運転免許取得費用のうち、次のような費用が非課税項目に該当します。

<主な例>

- ・ 仮免許交付手数料
- ・ 仮免許試験手数料 等

これらの非課税項目は、申請額に含めて申請してください。

【Q20 申請前に注意することはありますか？】

A：まず、教習所が発行する請求書又は領収書に記載されている、次の項目を確認してください。

- ・ 税抜額
- ・ 消費税額
- ・ 非課税額

※領収書等の「税込総額」を、そのまま申請額にしないようご注意ください。

なお、請求書又は領収書に非課税額の記載がない場合は、事前に教習所へ確認し、非課税項目及び金額を確認した上で申請してください。

【Q21 申請額の計算例を教えてください。】

A：計算例は次のとおりです。

<請求書内訳>

- ・ 教習費用（税抜） 300,000 円
- ・ 消費税 30,000 円
- ・ 非課税額 4,950 円

<申請額>

300,000 円 + 4,950 円 = 304,950 円

→ 304,000 円（千円未満切り捨て）

【Q22 補助対象外となる費用はありますか？】


A：次の費用は補助対象外です。

- ・消費税
 - ・免許センターでの免許切替手数料等
 - ・他の補助金等で補助を受けた金額
- なお、国・全ト協・県ト協等の他制度による補助を既に受けている場合は、その受給額を差し引いて申請してください。

【Q23 他の補助金・助成制度（国・全ト協、県ト協等）との併用はできますか？】

A：併用できる場合があります。（要注意）

本補助金は全額補助（上限：実費）であるため、次の点に注意が必要です。

 併用の原則

- ・同一の教習費用について、補助金の二重受給は不可
- ・他制度により一部費用が補助された場合、本補助金は「残額」を対象として申請可能

例：取得費総額	300,000 円(税抜)
国補助(併用)	50,000 円
県ト協補助(併用)	100,000 円

→ 本補助金の申請対象経費：150,000 円 ※税抜き、千円未満切り捨て

※申請時に、他補助制度の利用の有無を確認する場合があります。

※不正受給と判断されると返還対象となるため、必ず申告してください。

※また、本補助金では併用可能な場合であっても、他の補助制度によっては「他制度との併用不可」としている場合があります。申請前に、利用予定の各補助制度の要件を必ずご確認ください。

2. 運転免許取得支援に関する留意事項

【Q24 対象となる運転免許は？】

A：次の免許区分が補助対象となります。

- 大型免許(限定解除を含む。)
- 中型免許(限定解除を含む。)
- 準中型免許(限定解除を含む。)
- けん引免許
- 特例教習

次の免許は対象外です（誤申請防止のため明記）。

- × 大型特殊免許
- × 普通免許のみの取得
- × 原付・小型特殊 等

【Q25 補助金の対象経費は？】

A：運転免許取得に必要な教習料金等が対象です。

原則として、自動車学校が定める「免許取得までに必要な基本料金」に含まれる費用を対象とします。なお、教習所ごとに基本料金に含まれる項目が異なるため、提出いただく費用内訳書（案内書・請求書等）をもとに、事務局で補助対象の可否を判断します。以下は一般的な例となります。

<対象となる経費例>

- ・教習料金（入学金・学科・技能教習・初回の検定料等）
- ・教本、教材費
- ・免許申請手数料（教習所の「基本料金」に含まれている場合に限り）
- ・適性検査（※自動車学校内で実施され、「基本料金」に含まれている場合に限り）

<対象外となる経費例>

- ・再受験・再検定・追加補習にかかる費用（基本料金に含まれない追加費用）
- ・個人の諸事情で発生した交通費、宿泊費、食費等
- ・免許交付後に発生する追加の費用（免許更新費、再発行手数料 など）
- ・その他 不適切と認める経費

【Q26 誰が補助対象者（免許取得者）になりますか？】

A：以下の要件を満たす者が補助対象者となります。

- ・補助金交付申請時点において、対象事業者に宮崎県内にて雇用されており、今後も継続して雇用される者であること。
- ・申請時点で退職している者は対象外となります。

【Q27 再検定・追加補習・再試験などで追加費用が発生した場合も補助対象になりますか？】

A：原則として対象外です。

補助の対象は、自動車学校等が定める免許取得に掛かる基本料金のみです。
追加費用は各自の負担となりますので、ご注意ください。

【Q28 教習所の予約が混雑し、令和9年2月28日までに免許取得が完了しない可能性があります。期限を過ぎた場合でも補助対象になりますか？】

A：恐縮ながら、期限（令和9年2月28日）までに免許の取得（交付）が完了していない場合は、補助対象外となります。

本補助金は、令和9年2月28日までに免許取得が完了していることが必須要件であるため、取得が期日を過ぎた場合、いかなる理由であっても補助金の交付はできません。

【Q29 免許の取得日は「卒業検定に合格した日」ですか？】

A：いいえ。免許の取得日（補助金の判定基準日）は「免許証の交付日」です。

教習所で卒業検定（卒検）に合格しただけでは、免許取得は完了していません。
卒検合格後、免許センターでの切替手続が完了し、免許証が交付された日が正式な取得日となります。

【Q30 卒検は合格したが、免許センターに行くのが遅れた場合はどうなりますか？】

A：免許センターでの交付日が補助金の判定基準となるため、交付日が期限（令和 9 年 2 月 28 日）を過ぎると補助対象外になります。

卒検合格日が期限内であっても、交付が期限を過ぎれば対象外ですので、スケジュールに十分ご注意ください。

 **注意喚起**

免許取得を計画される事業者様におかれましては、教習予約の混雑が見込まれるため、期限に遅れることがないように、余裕を持ったスケジュールで受講をお願いします。

【Q31 マイナンバーカードと運転免許証が一体化した「マイナ免許証」を取得した場合、添付資料は何を提出すればよいですか？】

A：免許区分・有効期限・交付年月日など、免許情報が確認できる書類を提出してください。

マイナ免許証は、免許情報がカードの IC チップ内に記録される形式のため、カード表面には免許の種類・有効期限が表示されません。そのため、次のいずれかの書類を提出してください。

●提出可能な書類例

- ・免許情報記録確認書（警察署で発行）
- ・マイナポータル等で確認できる運転免許情報の写し
- ・専用アプリ等で表示される免許情報の画面印刷（写し）

【Q32 事前申請の内容を取り下げたり変更したりすることはできますか？】

A：可能です。

事前申請提出後に、内容に変更が生じた場合は、指定様式の再提出（修正）をお願いします。また、事前申請自体を取り下げの場合は、事務局へご連絡ください。状況に応じた手続方法をご案内します。

【Q33 免許取得（交付）後は、各申請期間内に必ず申請する必要がありますか？】

A：はい。免許取得（交付）後は、対象となる各申請期間（前期・中期・後期）の申請期限内に、必ず申請してください。

本補助金は、申請期限を厳格に定めております。期限を過ぎた場合は、補助対象外となりますので、免許取得時期及び申請スケジュールを十分確認の上、手続きを行ってください。必ず次の期限までに取得を完了してください。

【前期申請】

対象期間：令和8年3月10日から令和8年6月30日取得分
申請期限：令和8年7月15日（水）必着

【中期申請】

対象期間：令和8年7月1日から令和8年10月31日取得分
申請期限：令和8年11月13日（金）必着

【後期申請】（事前申請制）

対象期間：令和8年11月1日から令和9年2月28日取得分
申請期限：令和9年2月28日（日）必着

※後期申請については、事前申請（様式第6号及び様式第3号）の提出が必要です。

🚩 令和9年2月28日(日)までに免許取得（交付）が完了していること
※期限を過ぎた取得は補助対象外となります。また、最終日（令和9年2月28日〔日〕）は申請窓口が休業日のため、同日取得予定の場合は必ず事前に事務局へ連絡してください。

【Q34 令和8年12月1日以降の免許取得は事前申請（見込申請）が必要ですか？】

A：はい、必要です。

本補助金は予算上限により受付終了となります。そのため、執行状況(執行見込を含む。)の管理を行うため、後期申請では次の書類を提出し、事前申請を行う必要があります。

●提出書類：別記様式第6号（免許取得見込 事前申請書）

別記様式第3号（申請内訳一覧表）

※提出がない場合、予算枠が確保できず、補助対象外となる場合があります。

提出を事前にお問い合わせする理由については、次の業務を行うためです。

- ・ 補助金予算の執行状況の把握
- ・ 予算枠の仮確保（申請過多によるトラブル防止）
- ・ 免許取得スケジュールの進捗管理
- ・ 交付申請の円滑な審査のための事前確認
- ・ 事前申請が提出されていない場合、本申請ができない可能性があります

【Q35 本申請に必要な書類は？】

A：以下の書類の提出が必要です。

- ① 交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ② 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）
- ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）
- ④ 申請内訳一覧表（別記様式第3号）
- ⑤ 費用の内訳が確認できる書類（例：見積書、請求書、費用内訳書等）
- ⑥ 領収書の写し又は振込が確認できる書類
- ⑦ 誓約書（別記様式第4号）
- ⑧ 運転免許証写し添付用紙（別記様式第5号）
- ⑨ 認定証の写し
- ⑩ 振込先口座が確認できる書類の写し
- ⑪ 免許取得者の給与明細又は賃金台帳の写し（補助金申請月支給・発行分）
※申請日時点で当該月の給与明細が未発行の場合は、後日提出でも可とします。

【Q36 宮崎県外の営業所に所属するドライバーは補助対象になりますか？】

A：対象外です。

補助対象者は、補助金交付申請時点において、宮崎県内の営業所で雇用されている者に限られます。

【Q37 個人の費用負担で取得した免許も補助対象になりますか？】

A：条件を満たす場合は対象となります。ただし、次の点にご注意ください。

本補助金は事業者が申請者となるため、個人（従業員）による申請はできません。補助金は事業者口座への振込となります。補助金を受領した事業者による個人（従業員）への費用助成を妨げるものではありません。

【Q38 補助金交付要綱第2条第4項にある「雇用するドライバーの処遇改善に、当該補助金額以上の額を充当する者。」とはどういう意味ですか？】

A：本補助金は、トラックドライバーの確保・定着を図るための処遇改善を目的としています。そのため、補助金の交付を受けた事業者は、交付された補助金額と同額以上の費用を、ドライバーの処遇改善に充当することが必要となります。

処遇改善として想定される取組は、以下のとおりです（※あくまで参考例です。事業所の状況に応じて適切に取組内容を検討してください）。

■ 処遇改善の活用例（参考）

- ・ 運転免許取得に係る費用助成（会社独自の追加支援 等）
- ・ 賃金・賞与・各種手当の改善
- ・ 負担軽減のための装備品等の導入
- ・ 健康管理・福利厚生の実施
- ・ 労働時間の適正化や労働環境改善に資する取組 など

※補助金は「免許取得で終わり」ではなく、ドライバーの処遇改善(労働環境改善)に還元することが必須となります。

【Q39 宮崎県内で雇用しているドライバーが、県外の自動車学校で免許を取得した場合は補助対象になりますか？】

A：対象となります。

本補助金では、免許を取得する自動車学校（教習所）の所在地は問いません。県外の自動車学校で取得した場合でも、次の条件を満たしていれば補助対象となります。

<必須条件>

申請対象者が 宮崎県内の本社または営業所において雇用されていること
上記条件を満たす限り、取得場所が県外であっても問題ありません。

【例】 宮崎県都城市の営業所に所属するドライバーが、鹿児島県内の自動車学校で免許を取得する場合 → 補助対象となります。

【Q40 令和 8 年 3 月 10 日以前に自動車学校へ入校した場合でも、補助対象になりますか？】

A：免許取得（交付）日が令和 8 年度補助対象期間内であれば対象になります。

本補助金の対象期間は次のとおりです。

◆ 補助対象期間

原則：令和 8 年 3 月 10 日 ～ 令和 9 年 2 月 28 日（免許取得・交付日）

したがって、令和 8 年 3 月 10 日以前に入校していても、免許取得（交付）が対象期間内であれば補助対象となります。

<対象となる例>

令和 8 年 2 月入校 → 令和 8 年 4 月に免許取得 → 対象

<対象外となる例>

令和 7 年 1 2 月入校 → 令和 8 年 2 月に免許取得 → 対象外（期間外）

3. フォークリフト運転技能講習受講支援に関する留意事項

【Q41 フォークリフト運転技能講習の補助金額はいくらになりますか？】

A：補助対象となる経費（講習実費）の範囲内で補助します。

受講料は講習実施機関により異なります。以下はあくまで参考例（一例）です。

<補助額の算定イメージ（参考例）>

（例）陸災防宮崎県支部で受講する場合 ※金額は変更となる可能性があります。

項目	金額(税込)
受講料	33,000 円
テキスト代	1,650 円
合計	34,650 円

宮崎県トラック協会では、当該講習に対し次の助成を行っています。

- ・受講料助成：10,000 円
- ・テキスト代助成：1,650 円（※協会会員の場合、申請時点でテキスト代無償扱い）

そのため、協会会員が対象講習を受講した場合の本申請額目安は以下のとおりです：

📌 （例）受講料 30,000 円（税抜）－ 県ト協補助金 10,000 円 ＝ 申請額 20,000 円

※テキスト代については協会会員の場合、事前助成のため追加負担なし。

▶ 注意事項（重要）

- ・講習費用は受講先により異なるため、申請前に必ず費用をご確認ください。
特に、大型特殊免許保有者の方が別カリキュラムで受講する場合、費用が変動する可能性があります。
- ・本補助金は実費精算方式のため、領収書および費用内訳が確認できる書類の提出が必要です。
- ・他制度による助成を受ける場合は、二重補助とされない範囲で調整されます。

【Q42 フォークリフト運転技能講習の補助対象経費は何ですか？】

A：講習機関が定める「基本受講料」および「テキスト代」が補助対象となります。

自動車学校・講習機関によっては、基本受講料に写真代等が含まれている場合がありますが、その場合は基本料金に含まれる範囲で補助対象となります。

<補助対象となる経費（例）>

次の費用は補助対象として認められます

(補助対象となる主な費用)	(備 考)
・基本受講料	講習機関が定める標準的な講習費用
・テキスト代	教材費・講習で使用する教本類
・写真代（※基本料金に含まれる場合に限る）	受講案内に写真代に含むとされる場合

<補助対象外となる費用（例）>

以下の費用は補助対象外です

(補助対象外となる費用)	(理 由)
補習、再受講に係る追加費用	基本料金に含まれないため
・個人で準備した証明写真の費用	基本料金に含まれない場合は対象外
・交通費・宿泊費・食費等	受講に付随する個人的費用
・免許証再発行手数料 等	取得後の費用のため対象外

【Q43 フォークリフト運転技能講習以外の講習費用は補助対象になりますか？】

A：いいえ。補助対象となるのは「フォークリフト運転技能講習」に要した経費のみです。

以下の講習・教育に係る費用は補助対象外です。

- ・フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育
- ・最大荷重1トン未満のフォークリフト運転に係る特別教育
- ・ショベルローダー等運転技能講習
- ・作業指揮者安全教育
- ・その他の教育・研修等

【Q44 フォークリフト運転技能講習の補助申請は、どのように申請すればよいですか？】

A：会社が講習受講費用を負担し、陸災防宮崎県支部で受講した場合は、原則として「県ト協補助金」と「宮崎県（行政）補助金」の両方へ申請してください。

※一方、陸災防宮崎県支部以外で受講した場合は、「宮崎県（行政）補助金」のみ申請可能です。

【利用できる補助制度】

- ① 宮崎県トラック協会が実施する
「資格取得講習助成金」（以下「県ト協補助金」という。）
- ② 宮崎県（行政）が実施する
「トラックドライバー運転免許取得等支援事業補助金」
※フォークリフト講習を含む（以下「宮崎県（行政）補助金」という。）


【申請の基本的な流れ】

（陸災防宮崎県支部で受講した場合）

県ト協補助金を申請



補助額を差し引いた残額を宮崎県（行政）補助金へ申請

ポイント  本制度は、まず県ト協補助金を活用し、その補助額を差し引いた残額を、宮崎県（行政）補助金で補填する仕組みとなっています。

【宮崎県（行政）補助金のみ申請となるケース】


次の場合は、「宮崎県（行政）補助金」のみ申請可能です。


- ・ 陸災防宮崎県支部以外で受講した場合
- ・ 受講費用を従業員本人（個人）が支払いした場合
- ・ 県ト協補助金の受付が終了している場合

※個人支払いの場合は、県ト協補助金の対象外となります。

【Q45 申請前に確認・相談したい場合は？】

A：自動車学校入校前・講習受講前に、必ず事務局へご相談ください。
補助対象に該当するか事前確認をお願いいたします。

 事務局連絡先（お問い合わせ）

（一社）宮崎県トラック協会 
宮崎県トラックドライバー免許取得支援事業 担当
TEL：0985-53-6767 受付時間：平日 8:30～17:30
